

令和 7 年 8 月 7 日

市政記者クラブ 様

中村区役所区政部総務課
担当：三世（433-2710）

中村区役所における文書の配付誤りについて

中村区において、下記のとおり通達員による配付誤りがありましたのでご報告いたします。

記

1 発生日

令和 7 年 8 月 6 日（水）

2 発生場所

中村区日吉学区内（中村区大宮町付近）

3 事実の概要

通達員が A さんに配付すべき「保護変更決定通知書（以下「通知書」という。）」を B さんに配付しました。B さんが封筒を開封したところ、A さん宛てのものであったことから、8 月 6 日（水）、区役所にご連絡をいただき、配付誤りが判明しました。

4 漏えいした機密情報

住所、氏名、保護変更決定年月日及び決定理由、保護の種類、保護費支給額

5 対応

- ・ B さんについては、8 月 6 日（水）、区役所職員が訪問し、謝罪するとともに、通知書を回収しました。
- ・ A さんについては、同日、職員が訪問し、謝罪するとともに、通知書をお渡ししました。

6 原因

A さん宅と B さん宅は同じ集合住宅であり、集合ポストに投函する際の確認が不十分であったため。

7 再発防止策

通達員全員に対し、個人情報及び配付文書の重要性について改めて周知するとともに、配付時に必ず住所と氏名を確認したうえで投函するよう注意喚起を行い、文書の確実な配付を徹底します。